

# 鹿持雅澄にかかわる家系の再検討

—『白札勤役年譜帳』を中心に—

鴻 巣 隼 雄

## 一 柳村家と鹿持、飛鳥井両氏

鹿持雅澄の家系は、雅澄の筆になる『飛鳥井家譜』によれば、飛鳥井、鹿持、柳村と伝わった由で、とくに柳村姓が最も普通に使われていた。現に雅澄は通称を柳村源太と呼んだ記録がいくつも残っている。例えば文政元年二月二十七日（雅澄二八才）の宮地仲枝日記には、雅澄の師である仲枝が、中山巖水を伴つて柳村源太宅を訪れた記事がある。<sup>註一</sup>柳村姓は、雅澄以前の数代の人が長く用いたが、雅澄の時になつて官に請い、鹿持の旧姓に復したものである。復姓がかなつたのは、三十九才の文政十二年だが、彼以前に家系が鹿持姓を用いていた明証を求めるのはむしろむずかしい。もともと本人の雅澄が藩に提出した願いには、その改姓の理由について

先祖本姓鹿持にて御座候処、中世無拠相障儀御座候を以、当時  
外姓之名字柳村と相唱来り申候然ニ此節ニ至何等の差間も無御  
座候ニ付本姓ニ相革申度且爾来之名内々差間之訳を以て藤太と  
相革申度段奉願彼是御聞届被仰付之

と、ごく簡単に記しているだけで、「先祖本姓鹿持」を「中世無拠相障儀御座候を以」て一度は「柳村」と唱えて来たが、再び「本姓ニ」もどしたく、ついでに旧来の「源太」をも「藤太」に革めたい

旨を申し出て許されたにすぎぬ。

柳村姓を廃した文政十二年（三九才）以前の記録類を見ても、雅澄の数代前までは公式に柳村姓を名乗り、雅澄はその六代目に当っているのである。（高知県立図書館蔵『白札勤役年譜帳』）。しかるに右の「無拠相障」によつて「柳村」と改めたというのは、後にも述べるように、柳村家の二代目理太夫を鹿持家から柳村家へ迎えたと記録している飛鳥井雅四氏蔵の『飛鳥井家譜』その他、いづれも雅澄の手になる一聯の系譜類（高知県立図書館旧蔵焼失本『飛鳥井家譜備考』）の記事だけである。

鹿持と柳村とをつなぐ家系上の重要人物と思われるこの理太夫は、右の『飛鳥井家譜』によれば、はじめ鹿持弥五七、或は加持に作り、のち利太夫に改め、又安治とも呼び、慶安二年己丑の歳生れで「成人の後高智の府に出、天知二年壬戌故有りて柳村氏を称す」と見え、雅澄が正式に藩庁に提出した改姓願いの「無拠相障」という文面に対応する。しかも『家譜』の系図では、安治こそ鹿持初代の雅春にとつて外孫に当るといふ特異な事情になつている。即ち安治の母は雅春の娘、父は福良丹後守藤原守勝の曾孫である東伝七、一名藤原重可で、祖父雅春が孫の安治に特に目をかけ、子として鹿持家を受けつがせたとのべている。

このように両家を接触させた安治が、鹿持家から柳村家に転じたという特異な形をとり、且つそれ以前に安治が鹿持家の中で占めていた位置も、もとは鹿持初代の雅春の外孫でありながら、直系の子として一旦は祖父家（鹿持家）を経ぐという極めて不自然な形を取っている点など、柳村二代目理太夫を楔として両家が結合を完成した事実疑問を抱かせる節がいくつもある。もともと鹿持家は幡多郡加持郷の名家で、土地の人に崇敬を受けていたのは、雅澄が『飛鳥井家譜』の初代雅春の項で「天正十年壬午の歳、幡多郡鹿持城に生る」とし、更に「幼名虎熊丸、鹿持弥五左衛門」「長曾我部元親よりその旧領を得て幡多に住し」「天正十七年当郡地検帳にその名が見える」とあるのでほぼ推察がつく。

右は雅澄自身が古記録を基にして、鹿持城主と鹿持氏の所在を立証した跡が顯著で、鹿持雅春を初代とする名門鹿持氏の家系の中に安治を不安定な形で挿入したものと考えられる。一方雅春の先代、実名未詳の飛鳥井右京進は、勿論飛鳥井家の人であると『家譜』は物語っているから、飛鳥井と鹿持をつなぐのは雅春であるが、両家系の連絡も明瞭でない。これに反して鹿持家と柳村家を結ぶ役目を果している安治を、かりに飛鳥井、鹿持との関係から切りはなして、柳村家の中に置いてみると、全く矛盾のない、明瞭な姿が浮び出て来るように思う。そのことは安治だけでなく、柳村氏初代の久兵衛以後の累代についても云えることのように、今これらの人物を柳村家の系譜の中にもう一度引き戻し、六代雅澄までを跡づけることにしよう。

## 二 柳村久兵衛（初代）と安治（二代）

柳村家の累代につき、最も確実な立証を提示しているのは山内家から高知県立図書館に寄託されている『白札勤役年譜帳』の記事で

ある。右は全四冊から成り、藩の白札格という軽格に一度ついたことのある家々の累代の職歴を家毎に記録提上せしめて纏めた年譜帳で、柳村家はその第三冊に初代から雅澄の孫の小藤太の項まで八代の事が載っている。

まず最初に初代久兵衛についての唯一の公式記録がある。元来久兵衛については、雅澄自身が諸種の資料に基き、家系に関する記事を作り上げた『報本論』（宮内庁蔵）に何の記載も見えていない。僅かに飛鳥井雅四氏蔵の『家譜草稿』と称する雅澄自筆の小冊にだけは『白札勤役年譜帳』の記録に一派通ずる二代安治の相統関係の記事がある。そこには安治を「購得柳村久兵衛者之家祿」と記し、いかにも草稿らしく、久兵衛と安治との自然な間柄を比較的有りのままに物語っているように思う。

だが右の「年譜帳」には久兵衛について更に詳しく次のように記録している。

一、初代柳村久兵衛儀寛永十八巳年と召出天和二戌年迄四拾貳ヶ年御歩行役相勤

その職は「御歩行役」で、四十二年間奉公している。柳村家初代の卑賤な身分を暗示しているといえよう。仕官のはじまつた寛永十八年は野中兼山が失脚した直後である。

二代目が安治（理太夫）である。「飛鳥井家譜」には「鹿持弥五七、或作加持、後革利太夫」とあるが、『白札勤役年譜帳』には理太夫とし、

一、式代理太夫儀天和二戌年養子ニ罷成久兵衛取来之通式人扶持七石六斗式升無相違被下之勤方

とある。久兵衛の養子となり、その跡目をついだが、理太夫の養家に入る前の生活については、何ら筆にしていなければかりでなく、鹿持家との事前の交渉についても全く語る所がない。理太夫のその後

については

- 一、天和二戌年之春より当分御用と仰付
- 一、同三亥年より元禄三年秋迄八ヶ年赤岡宇佐羽根浦分一役
- 一、元禄三年年之冬より同四未年迄三ヶ年御蔵役
- 一、同四未年冬より同七戌年迄四ヶ年御町方下役
- 一、同七戌年暮より同八亥年迄三ヶ年御番役
- 一、同九子年之春より同十五午年迄七ヶ年手結甲浦分一役
- 一、同十五年秋より十六未年迄三ヶ年御普請方下役頭取とあり、天和三年から元禄三年の秋まで八年間、領内赤岡、宇佐、羽根浦の分一役として収税吏の仕事に従い、元禄三年の冬から同四年迄二年間は御蔵役、同四年冬から七年迄の四年間、御町方下役、更に七年の暮から八年まで二年間、御番役、同九年の春から同十五年迄の七年間、手結甲浦分一役、同十五年秋から同十六年迄二年間御普請方下役頭取を勤めた。

つづいて元禄十六年の暮以後

- 一、同十六年末年之暮より御徒目附役と仰付宝永元申年京都御屋鋪詰ニ付為太儀領唐人扶持三石と下 宝永貳酉年貳人扶持五石三斗八升役料と下前方太儀領唐人扶持三石八被差除御領共都合四人扶持切米拾三石と仰付 宝永四亥年京都より罷下年数五ヶ年御徒目付相勤候処同年役目被差除ニ付御役領上御番役被付之
- と見え、御普請方下役頭取につづいて、同じ元禄十六年の暮から御徒目附役を仰せつけられ、翌宝永元年には、その身分のまま、京都の藩邸詰めに補せられた上、同二年に都合四人扶持切米拾三石になり、四年には帰国後右の役目を解かれ、再び御番役に廻つた。

帰国の翌年以後

- 一、宝永五子年之春より安喜郡安喜居方島内源九郎下役唐人扶

持切米壹石三斗八升役領被下之

- 一、同七寅年春唐人扶持切米壹石三斗八升御加増被下之爾来之役領へ差上之 正徳元卯年迄四ヶ年御居方下役勤之 同年御居方役所被指止候ニ付右之役目被差除之
  - 一、正徳二辰年より同三巳年迄二ヶ年御番役
  - 一、同四年年春より御城中御番役横目役
  - 一、享保三戌春御召下麻御上下拝領之
- とあるように、宝永五年春から正徳元年までの四年間、安喜郡安喜の居方島内源九郎下役を勤め、役所の廢止に会つて役目を除かれ、正徳二年からもとの御番役に戻り、同三年まで奉公した。正徳四年春、城中御番役横目役という監督役につき、享保三年までの五年間勤務した功により麻の上下を拝領した。しかし享保三年秋に右御役御免となり、翌同四年春以後は

- 一、同年迄御番横目役五ヶ年相勤候処同年秋右役目御免 同四年春遂御断伴儀七郎代役と仰付 同十五戌年迄伴代役共都合年数四拾九ヶ年相勤 同年秋病死
- とある。即ち伴儀七郎に代役を仰せつけられて、享保十五年秋八十二才で歿するまで、代役を含めて四十九年勤務した。『飛鳥井家譜』の安治(弥五七、利太夫)の項にくらべて記事がはるかに精細である。御用人格に属する分一役、御蔵番、町方下役、御番役、御普請方下役頭取、御徒目附役、居方下役、城中御番役など、極めて低い平凡な役職を忠実に勤め通しているにすぎぬ。

### 三 儀七郎(三代)

儀七郎(惟恒)に関する限り、『白札勤役年譜帳』の記事は、累代の中でも特にそのきわだつた動きを語つていふように思う。まず最初に

一、三代儀七郎儀 享保四亥年春より父理太夫代役と仰付以後勤方右之通

と記したのち、年を逐うて職歴を明らかにしている。

一、同年より当分御用、同五年御目附様御米国御家来中宮仕役御滞留之中御用屋敷御式台謀番役勤候ニ付金子百疋被下之

即ち享保四年出仕、同五年(二十五才)に土佐藩へ派遣されてきた目附家老の来着に際し、その家臣への宮仕役、土府滞在中の御用屋敷御式台謀番役につき、無事に任を果して百疋の金子を拝領した。儀七郎が出仕の第一歩にこの役目を立派に果しているのは、重厚なその人柄によるのであろう。今日残っている儀七郎の著『巧者字問』の跋に安並雅景がその人物を評しているように「簡重温潤」の風があつたと思う。

のち元文四年(四十四才)発病するまでに就いた主なる役職は、この種の接待、調達向きの仕事が殆んどである。翌六年には早速江戸表に第一回の参向を命ぜられ、

一、同六丑年春御武具方御進物方役と仰付江戸へ被遣之 同年冬御結納祝儀相濟候節為御祝儀銀五両と下之 同七年罷下武具方御進物方役を勤め、翌七年無事に帰国した。この度は「御結納御祝儀相濟候節御祝儀」の銀子五両を拝領している。恐らく藩主又はその連枝中の婚礼諸用達の下命を受けたものであろう。一度帰国した後、翌八年に再び出向き、

一、同八卯年右役筋ニ而江戸へ被遣 同九辰春罷下 今度も同じ役柄を被つて、一年滞府した。なお享保十年には三度目の御進物方役として東上し、

一、同十巳年春江戸御留守江被遣爾来之御進物方役と仰付之 十一年秋、四度目の上府には

一、同十一年年秋於江戸聞番役と仰付役筋為仕馴同十二年秋迄直話被仰付 同年罷下候筋御侍中仮陸目付役と仰付勤之役目は江戸聞番役である。数回の上番で役目に通じたためか、翌十二年秋まで在勤し、特に帰国の道中「仮陸目付役」を仰せつけられた。御歩行連中の目付役である。十二年秋の帰国後、一年を経て翌十三年秋、同じ江戸聞番役として

一、同十三申年秋爾来之江戸聞番役ニ而彼地へ罷越 同十五戊午夏交代ニ而罷下

通計五度目の東上の任を果した。ほぼ二年近く滞府したが、この事実で仕事の内容に馴れた彼の面目がうかがえる。同じ職務はその後も久しく元文四年迄続いた。その間には享保十六年秋、父理太夫の跡目扶持相続も無事に江戸ですませている。

一、同十六亥年春交代を以江戸へ被指立之

一、同年秋父理太夫跡目三人扶持九石無相違相続と仰付旨於江戸と仰渡之引続江戸聞番役

一、同十七子夏交付を以從江戸罷下

一、同十八丑春交代を以江戸へ被差立尤右一所ニ御用人類と遣之ニ付海陸共見くるめ役と仰付之 翌十九寅年夏罷下江戸着以後爾来之通聞番役勤之

一、同貳拾卯春爾来之役筋を以江戸へ被差立依右道中人くるめ役相兼候様と仰付参着以後爾来之通聞番役勤之

一、元文元辰年数年堅固ニ相勤候ニ付為御褒美御米三俵と下之 同年秋交代を以江戸より罷下

一、同二巳夏爾来之役筋を以江戸御留守江被差立之

一、同三年春江戸より交代を以罷下

一、同年暮来未春江戸御留守へ被指立旨と仰渡之

同じ江戸聞番役を享保十六年春の第六次の東上以後、享保十八年、

同二十年、元文二年と九度も勤務し、最後には元文四年の春に出発して今一度勤務すべき仰せを蒙つたが、発病して乗船を延期し、以後は役目を免ぜられた趣で、その由が

一、同四未春病氣ニ付乗船之儀延引ヒ仰付とあり、更に同所に附箋して

役目御免之段不知

と但書がみえる。なお儀七郎は長年に亘る江戸滞府中、友人を誘い戸塚元啓翁の許で和歌を字び、歌稿を師に提示して点を請うた事が現存する歌集『紫霞尊翁歌集』によつて明らかになる。<sup>註四</sup>

こうして享保六年春（二十六才）武具方御進物方役について東上した年から数え、罹病の元文四年春（四十四才）まで満十八年間、殆んど一年おきに通計九度も東上役を引きうけ、ことに涉外係を出発として、享保十年以後は江戸の藩邸をあずかる「御進物方役」ついで享保十一年に四度目の東上以後は専ら「江戸聞番役」を勤め続け、その間、享保十一年の四度目の帰国には道中、「御侍中仮陸目付役」、享保十八年の七度目の東上にはやはり「御用人類海陸共見くるめ役」、同二十年の八度目の東上にも「道中くるめ役」を兼ね仰せつけられている。「御侍中仮陸目付役」は武家の下臣たる徒步役どもの総監督、「御用人類海陸共見くるめ役」も御用人階級に属する人々の路次の監督役であろう。御用人とは土佐藩の土格以下の低い身分を一括した呼称で、柳村家自身が初代からこれに属している。元文四年春（四十四才）罹病の事情は不明であるが、一年休んで寛保元年の春、新しい職に就いた。

一、寛保元年酉春浦々御銀取扱分ヒ仰付之

一、同二戌春甲浦御分一役ヒ仰付

この「浦々御銀取扱」「分一役」は、共に漁業収益に対する徴税吏で、このうち甲浦分一役は先代理太夫が元禄年間に勤めたのと同

じ職である。（雅澄も四十一才の時御浦分一役についた。）。分一役を三年勤務した後、延享二年の暮になつて、前に一度兼任した「御侍中仮陸目付役」とほぼ同じ「江戸御供達御徒目付役」になつてゐるが、健康上の理由からか、四年夏免ぜられた。恐らく江戸へ赴かず、高知の府にあつたものと思う。その顛末につき『白札勤役年譜帳』は

一、延享二丑年暮江戸御供達御徒目付役ヒ仰付役料壱石ヒ下之追而増役領三石被下之

一、同四卯年夏就病氣御徒目付役無異議御免ヒ仰付之と記している。

儀七郎はその後、病氣被免から四年して、次に示すように、宝暦元年夏（五十六才）再起、宝暦、明和から安永二年まで二十二年間領内の幡多、長浜の各地で倉役及び御分一役を歴任、明和五年（七十三才）には堅固に相勤候を以御詮義之上達御聴格式白札ヒ仰付之とあるように「白札格」に上げられている。白札格というのは士格以下の者（柳村家の場合は御用人格）が勤務の功によつて準士格にとり立てられるという格式であるが、決して士格になるのではなく、やはり軽格の扱いであつた。後に研学の功により「白札」になつた六代目雅澄翁と同様に、恐らく儀七郎も江戸との間を往来して果した涉外活動その他、年来の功が特に上意を得たものと思う。『白札勤役年譜帳』にはその間の事情を次のように載せている。

一、宝暦元未夏幡多倉役ヒ仰付之

一、同三酉十二月切米壱石御加増ヒ仰付之

一、同七丑年長浜御分一役ヒ仰付之

一、明和五子十二月爾來役方堅固ニ相勤候を以御詮義之上達御聴格式白札ヒ仰付之

一、安永二己五月病氣其上老年ニ付役目難相勤遂御断御免ヒ仰

付無程伴儀三丞へ代役奉願 同年迄五拾五ヶ年之内相続以  
後四拾三ヶ年相勤 同年病死

儀七郎の勤務は父の代勤を入れて五十五年及び、七十八才の生涯をとじた。そして柳村家累代の中では雅澄と並び称されてよい人物と思う。彼は世俗的な活動で充実した生活を終えたばかりでなく家系の中できわだつて文学的資質の持主であつた。家系を流れる資質の露頭がまず儀七郎にあらわれたと見てよい。

#### 四 儀三丞(四代)と尉平(五代)

四代儀三丞(惟政)は父の儀七郎の跡目を安永二年(三十九才)に継いだ。格式は白札格から御用人格に引きもどされた。士分では父子相伝の形をとるのが例であるが、白札はその身一代かぎりの取扱いを受ける。『飛鳥井家譜』はその点について何も触れていないが、同家に残る無題の『家譜草稿』には、惟政の項において雅澄の自筆で「安永二年癸巳七月朔日継父惟恒家但被除白札格御用人」と記載している。これは「白札勤役年譜帳」の記事に或は拠つたものであらう。儀三丞の身分につき、同「年譜帳」は、正式に次のように記している。

一、四代儀三丞儀安永二巳七月父儀七郎跡目三人扶持切米拾石  
格式御用人を以相続と仰付後勤方

又勤務役について一条だけ

一、同年御城西之口御番と仰付  
と見え、しかも翌三年九月には病気で御奉公が困難となつたため、僅か一年余りを養子尉平に代勤させて病死した。病弱な人であつたと思う。それについては

一、同三年九月就病氣御奉公役難相勤遂御断養子尉平代勤奉  
願同年迄三ヶ年相勤同年病死

と記している。儀三丞も父儀七郎に似て和歌をたしなんだ。その遺詠が三代儀七郎の項で挙げた『紫霞尊翁歌集』に八首載つている。いずれも題詠である。「社頭水」と題して「ちはやふる神の恵をみたらしの心もすめる水のいろ哉」をはじめ、「井上梅」の「春雨のふる井の上のうめの花今や咲らんいさよきて見ん」、「野亭花」の「よもぎふのいふせきやともしかすがにはるはかきほの花そにはへる」などがある。

五代尉平(惟則)は儀三丞の長女さよ(雅澄の母)の夫として野見家から柳村家に迎えられた。柳村家と野見家との交渉は後までも続き、文政十二年十二月朔に儀三丞の妻かねの八十の賀を自宅で祝つた時、尉平はまだ健在であつたが、主人雅澄はその時の宴に極く親しい人を招いて賀宴歌をよんだ。当夜の一座に野見重成、野見快重の名が見えている。<sup>註五</sup>安永三年(十七才)で養父儀三丞の代勤、同四年に跡目をつぎ、

一、五代尉平儀安永三年午年九月養父儀三丞代勤被召仕以後勤  
方

一、同四末二月養父儀三丞跡目三人扶持切米拾石格式共無相違  
相続と仰付之

身分も勿論御用人であつた。その後安永五年から天明元年四月まで御城定宮仕役、天明四年十二月以降五年十二月まで御城西ノ口御番同七年四月(三十才)新しく御廟所御番、享和三年(四十七才)八月御屋鋪御奥御鏡前役、同年十月御築山御番、文化二年(四十九才)二月再び御廟所御番に就いた。即ち

一、同五申二月爾来御城定宮仕役相勤居候処御詮義之上御在国  
中繁多相勤候を以爲御補銀四十目被下之

一、天明元丑ノ四月御城定宮仕役御免と仰付之  
一、同四辰十二月御城西ノ口御番入と仰付之

一、同五巳十二月御城西ノ口御番以前之通白札ヒ差置候ニ付右御番無異儀御免ヒ仰付之

一、同七未四月御廟所御番ヒ仰付之

一、享和三亥八月御屋鋪御奥御錠前役被仰付之

一、同年九月右役無異儀御免ヒ仰付之

一、同年十月御築山御番ヒ仰付之

一、文化二丑二月御廟所御番ヒ仰付之

とある。又同じ文化二年十二月(この年六月妻さよ女を失い、長男雅澄十五才)勤務出精のかどで御褒美、同五年藤並明神建立のため寸志提上して御褒詞、同十年数拾ヶ年の出精につき切米老右加増等の事あつて、文化十二年(五十九才)に病氣のため伴源太(雅澄)が代勤、天保十三年五月十九日八十六才で病歿した。その趣きを

一、同年十二月御用方数年無異儀出精相勤候訳を以爲御褒美御米六斗被成遣之

一、同五辰閏六月先達而藤並明神御宮御建立ニ付厚存入寸志指出御受納ヒ仰付御満足ニ思召依之御褒詞申聞候様被仰出之

一、同十四十二月数拾ヶ年御用方無異儀出精相勤候訳を以切米老右御加増ヒ仰付之

一、同十二亥十二月就病氣御奉公役勤相勤遂御断伴源太代勤奉願 天保十三寅年迄伴代勤共都合年数六拾九ヶ年之内相統

以後六拾八ヶ年相勤同五月十九日病死

と記してゐる。妻を早く失ひ、その上病身でもあつて、比較的若くして伴源太に代勤させて隠居し、晩年は酒をたしなみ、くつろいだ生活を送つた人である。

## 五 源 太(六代)

こうして柳村家は六代目の源太即ち雅澄を迎える。雅澄の職歴についてはすでに諸種の資料(『鹿持藤太年譜』その他)によつて明らかにした。右に挙げて来た『白札勤役年譜帳』を使つても、雅澄個人の行績に新しい添加を施す事はできない。しかし右の『年譜帳』に記載された雅澄の家系六代目としての役職に注意すると、初代以来と対照して興味ある点が目につく。即ち柳村家は初代久兵衛の御徒行役以来代々御用人格の軽輩であつて、特別に遇せられて白札格になつた三代目の儀七郎及び六代目の源太の兩名も、それぞれ七十三才、五十六才までは御用人格で通し、晩年になつて漸く積年の功により昇格したにすぎぬ。しかもその待遇は一代のみであつた。従つて代々の役職はすべて御用人格の者が勤める役柄に限られており、同家の人はいつもその枠の中で役職を得ていたから、代は變つても同じ役目に何回も就いている事実がわかる。

源太の場合も同様で、文政四年(三十一才)の御隠居様御奥御錠前役は父尉平の享和三年(四十七才)の御座敷御奥御錠前役に、又天保二年(四十一才)の御浦分一役は二代理太夫の天和三年(三十五才)赤岡宇佐羽根分一役、元禄九年(四十八才)の手結甲浦分一役、三代儀七郎の寛保二年(四十七才)の分一役、宝曆七年(六十二才)の長浜御分一役などに対応する。又源太の天保七年(四十六才)の西ノ口御番は、四代儀三丞の安永二年(三十九才)の城西ノ口番と五代目尉平の天明四年(二十七才)西ノ口御番に通ずる。更に源太の天保十年(四十九才)御築山御番は五代尉平の享和三年(四十七才)御築山御番に対応する。又源太の弘化元年(五十四才)の御廟所御番も父尉平が就いた文化二年(四十九才)の同じ役を受けたものと思ふ。源太の弘化三年(五十六才)の白札格も、三代儀

七郎の明和五年(七十三才)の先例により得たものと考えられる。僅かに役柄の上で異色があるのは、三代儀七郎及び教授方下役、教授館校合役を拝命した源太(雅澄)であろう。

## 六 結 び

鹿持雅澄は自分の手で郷土の旧資料を蒐集摘記、按配して『飛鳥井家譜』と題する自家の系譜を成した。さきに拙著で雅澄の家系と祖先の業績を跡づけるに当り、これを中心にして同類の記事で補足して行つた。しかし藩公式の文書『白札勤役年譜帳』を手がかりにして改めて考え直してみると、柳村と鹿持、鹿持と飛鳥井両家それぞれの結びつき方に関するかねてからの不審が一層強くなり、逆に柳村家本来のいつわらぬ在り方が今迄以上に鮮明に浮び上つて来た。殊に柳村二代目の安治(理太夫)が鹿持家からあらたに柳村家に迎え入れられたと説く『家譜』の不自然な記述は、そこに著しい作爲の跡を残しているように思う。いずれにせよ柳村家は飛鳥井、鹿持両家系と切り離される時、本来の姿をあらわにして来るのである。

雅澄までの六代の間、柳村家の人々は士格以下に属する御用人格を勤めて、微賤な境遇にあまんじた。ただその中にあつて、三代目儀七郎及び六代目雅澄だけが年来の功によつて準士格ともいふべき白札格に取りつくことができたが、この白札格は父子相統を許されない。しかしさいわい公式の『白札勤役年譜帳』はこれに就けられた家系の職歴を家毎に逐一記録しているの、累代の消息が明らかになる。家系全体を通じて三代儀七郎の官職が各代の人と多少趣きを異にする他は、六代の雅澄も所詮は先祖の人々とはほぼ同じように御用人格に属する諸役を忠実に勤めた一介の軽格に過ぎなかつたのである。

そして『白札勤役年譜帳』とは別に、三代儀七郎がこの家系の人としてはじめに見せた文学的資質の露頭こそ、のちに雅澄の手で編まれた『紫霞尊翁歌集』或は『巧者学問』の形をとつて今に伝わり後の雅澄の偉材につながつて行くことも明らかである。今は『白札勤役年譜帳』を参照しながら、家系の主流にすわつている柳村家の累代の動きのあらましを初代久兵衛から六代源太までたどり、柳村、鹿持、飛鳥井とさかのぼる各家系の相互関係及び柳村累代の動静と家系の中に置かれた六代目源太(雅澄)の位置を考えて見た。

註一、拙著『鹿持雅澄と万葉学』四三頁。

註二、『鹿持藤太年譜』(宮内庁書陵部蔵)参照。

註三、『飛鳥井家譜』(飛鳥井雅四氏蔵)参照。

註四、『紫霞尊翁歌集』は雅澄が家伝の歌稿の中から主として三代目儀七郎、四代目儀三亟のものを整理し、編じた形をとつている雅澄自筆の冊子本である。今飛鳥井雅四氏所蔵本の一である。

註五、『賀宴歌』(宮内庁書陵部蔵)参照。

好評発売中！ 限定出版

中西 進 著

『万葉集の比較文学的研究』

定価 九八〇〇円

桜楓社出版

東京都千代田区  
西神田二の二九